宗　像　市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 27 年 3 月

宗　像　市

目　　次

第１章　基本計画の目標 …… 1
　第１節　基本計画策定の位置付け・期間 …… 1
　第２節　計画の目標 …… 2

第２章　具体的施策の展開 …… 7
　第１節　ごみ減量と資源化の推進 …… 7
　第２節　ごみ処理制度の充実・整備 …… 10
　第３節　継続した適正処理の確保 …… 12
　第４節　環境美化対策の推進 …… 12

第３章　ごみ処理計画 …… 13
　第１節　ごみ処理・処分体制 …… 13
　第２節　収集・運搬計画 …… 14
　第３節　中間処理・最終処分計画 …… 15

第４章　計画の推進 …… 17
　第１節　計画の周知 …… 17
　第２節　計画の進行管理 …… 17
　第３節　計画の見直し …… 18

資料編
　１．ごみ処理の実績 …… 資-1
　２．資源化・減量化の実績 …… 資-6
　３．計画収集人口の将来予測 …… 資-9
　４．ごみ発生量の将来予測 …… 資-10

第１章　基本計画の目標

第１節　基本計画策定の位置付け・期間

本市では、玄界環境組合宗像清掃工場（ガス化溶融施設及びリサイクル施設）の建設（平成 15 年 6 月竣工）を受けて、平成 18 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、ごみの減量化・再資源化及び適正な処理・処分に努めてきました。

単独で処理・処分を行っていました大島地区のごみについては、平成 17 年度には分別収集ごみの本土での処理を開始し、平成 21 年度からは陶磁器類のみを最終処分する以外は全て本土での処理・処分を行っています。

本基本計画は、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などを踏まえ、「第二次宗像市総合計画」などと整合を図りつつ、長期的な視野に立って、「循環型社会の確立」に向けたシステムの構築をより確実にするため、より実効性のある計画として策定するものです。

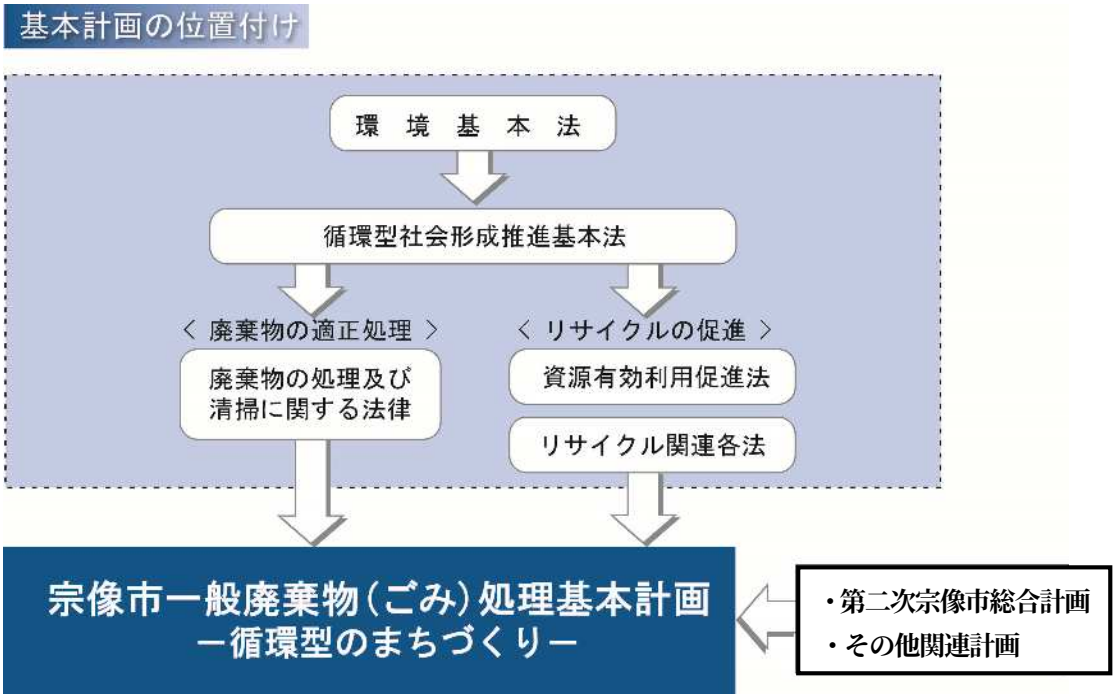

本計画では、基準年度を平成 25 年度、初年度を平成 27 年度とし、計画目標年度を 10 年後の平成 36 年度とします。なお、おおむね 5 年ごとに、または諸条件に大きな変動のあった場合においては見直しを行うものとします。

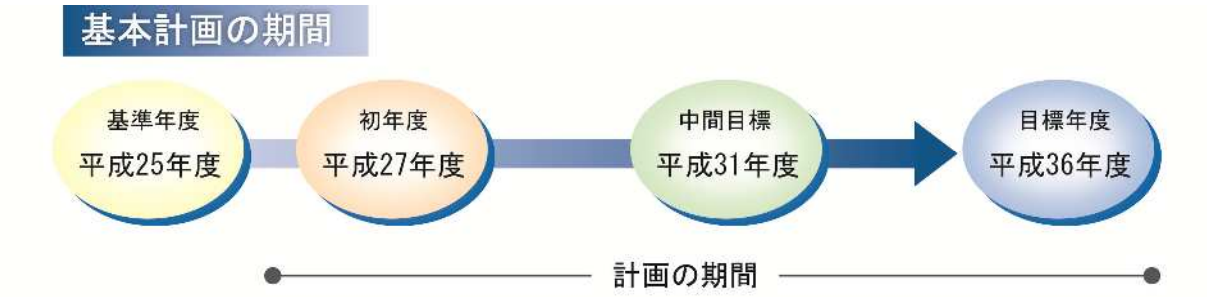

第２節　計画の目標

１．基本理念

千数百年の豊かな文化と自然を有する宗像の地は、そこに生きた人々があたりまえのこととしてこれらを次世代へ引き継いできました。この固有の文化と自然をさりげなく責任をもって次世代へ継承するのが宗像人（びと）らしさであり、この地で今を生きる私たちも決して例外とはならず、そのための行動が求められています。

この文化のひとつに、日本には古来よりものを大切にし、豊かな心を育んできた「もったいない」という生活に根ざした言葉があり、その精神はまさに循環型社会の実現にはなくてはならないものです。

基本理念

「さりげなく、宗像人（びと）らしさを意識して」

―循環型のまちづくり―

次世代の子どもたちへ豊かな文化と自然を継承するため、私たちの先人が培ってきた意識を継承し、「もったいない」精神で市民、事業者、行政が一体となって持続可能な循環型のまちづくりを目指します。

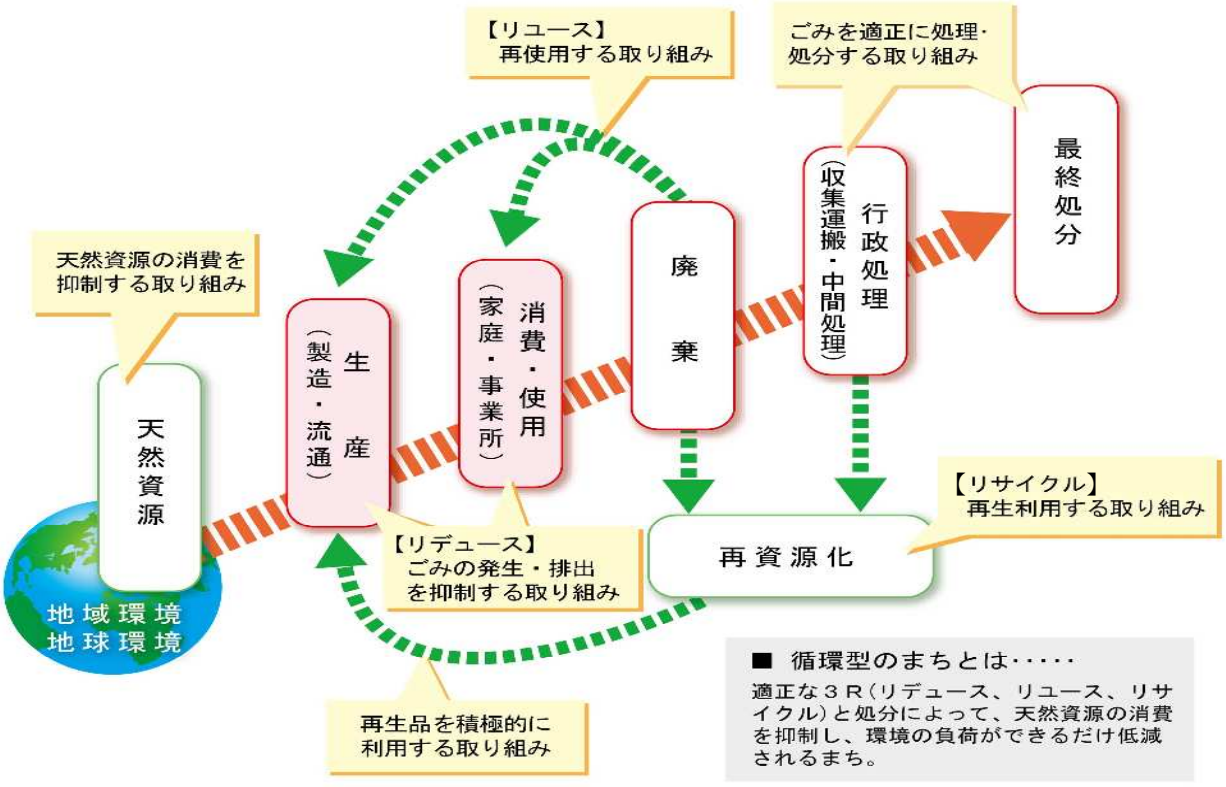

２．基本方針

本計画の基本理念を実現するため、４つの基本方針に基づいた施策に取り組みます。

基本方針

１　ごみ減量と資源化の推進

○　市民の適量購入・適量消費・最少廃棄、事業者の適量生産・最少廃棄といった一連の経済活動の中での取り組み、すなわち、リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会の構築を最優先とし、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３Ｒを推進します。

○　ごみ減量の具体的な目標を定め、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を示して、目標達成へ向けた取り組みを推進します。

２　ごみ処理制度の充実・整備

○　家庭系ごみのより効率的な収集運搬による経費削減に努め、市民負担のあり方を適正に見直すとともに、市民サービスの向上を図ります。

○　事業系ごみについては、自己処理責任に基づく適正処理のあり方を啓発、周知します。

○　市民・事業者が取り組みやすいごみ減量・リサイクルシステムの構築を目指します。

３　継続した適正処理の確保

○　ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、処理施設の適正かつ効率的な運営と配置や焼却残渣などの再資源化による循環型ごみ処理システムを継続します。

○　災害時に発生するごみなどの多様化するごみ処理に対応するため、周辺自治体との連携を強化します。

４　環境美化対策の推進

○　不法投棄の防止と清潔で快適なまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民と協働で推進します。

３．ごみ減量の数値目標

○このまま現行の取り組みを進めた場合

ごみや資源の総排出量は、今後、人口減少などに伴い若干減少すると予測されます。

現行の取り組みのまま推移した場合、平成 36 年度には平成 25 年度に対し 3%程度減少すると考えられます。また、この際のリサイクル率は約 28%程度です。

このままの取り組みであってもごみ減量が見込めますが、地域環境・地球環境への負荷を低減できるよう、さらなる取り組みを展開します。

注）人口推計については、本市の第二次総合計画と整合を図っています。
詳細については、資料編（資－９）を参照してください。

○目標年度（平成 36 年度）における数値目標

・総 排 出 量 ： 一人１日あたりの総排出量は、平成 25 年度の実績値の 926ｇから約 10%抑制して 834ｇを目指します。

その結果、総排出量は、平成 25 年度の実績値の 32,608ｔから平成 36 年度目標値 28,423ｔへの抑制を図ります。（10%の排出抑制）

・資源回収量： 施設処理に伴う資源化量を除く一人 1 日あたりの資源回収量は、平成 25 年度実績値の 123ｇから約 8%増量して 133ｇを目指します。

その結果、資源回収量は、平成 25 年度の実績値の 4,334ｔから平成 36 年度目標値 4,532ｔへ増量を目指し、リサイクル率は平成 25 年度実績値 28%から 30%への引き上げを図ります。

・要処理ごみ量： 一人１日あたりの要処理ごみ量は、平成 25 年度実績値の 803ｇから約 13%削減して 701ｇを目指します。

その結果、要処理ごみ量は、平成 25 年度実績値 28,274ｔから平成 36 年度目標値 23,891ｔへの減量を図ります。（約 16%の減量）

総排出量の目標

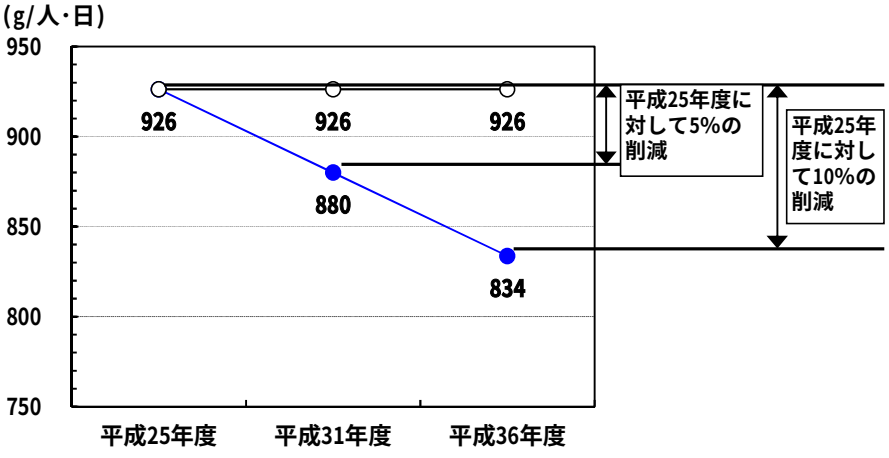

一人１日あたりの総排出量の削減目標

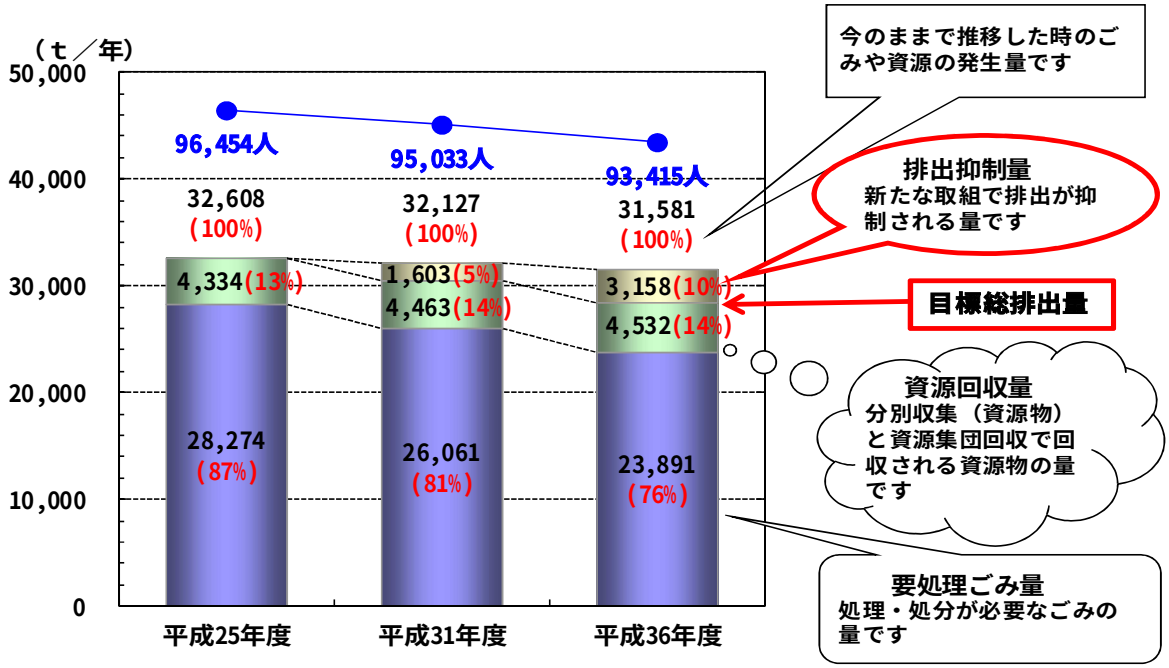

総排出量の削減目標

資源化の目標

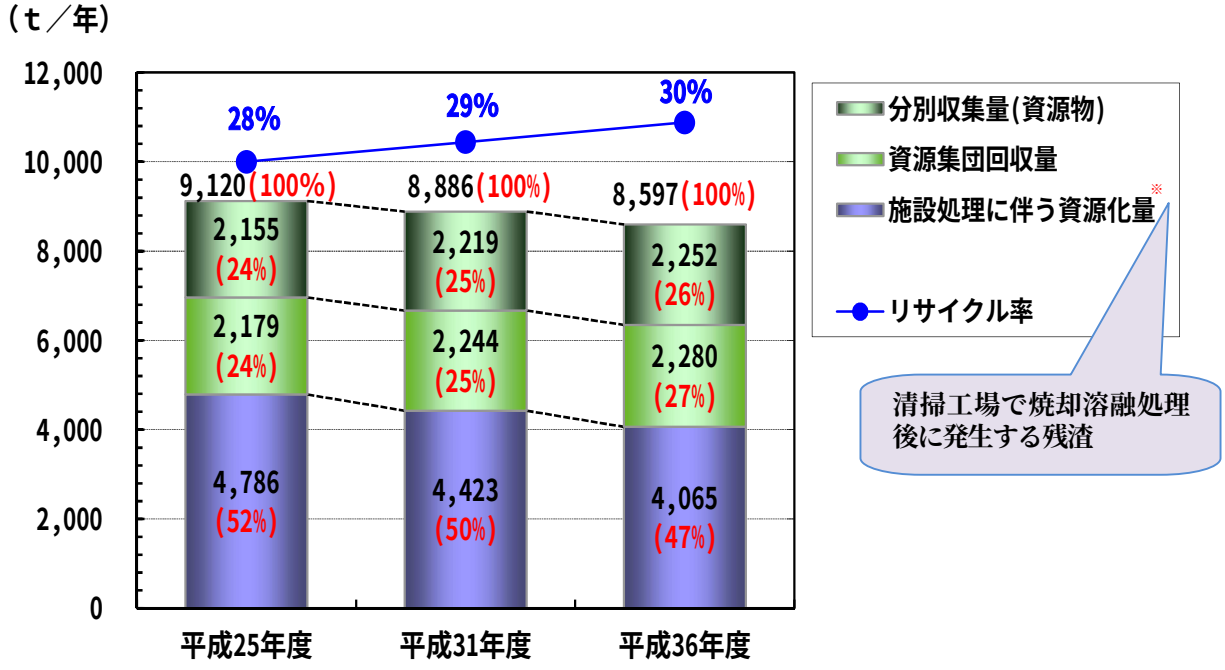

リサイクル率の引き上げ目標

- 総排出量＝資源回収量＋要処理ごみ量
- 資源回収量＝分別収集量（資源物）＋資源集団回収量
- 要処理ごみ量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ
- 資源化量＝分別収集量（資源物）＋資源集団回収量＋施設処理に伴う資源化量
- リサイクル率（%）＝資源化量／総排出量

４．各主体の役割と協働の推進

リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会への移行やリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進は、市民一人ひとりの意識と行動に負う部分が大きいことから、市民向け啓発活動が重要となります。また、循環型社会を確立するごみ処理システムの構築は、行政のみの取り組みで実現できるものではありません。

そこで、市民、事業者、行政の各主体が役割分担のもと、相互理解と信頼関係に基づくパートナーシップを形成し、ごみ問題解決のための環境啓発や協働事業を進めていきます。

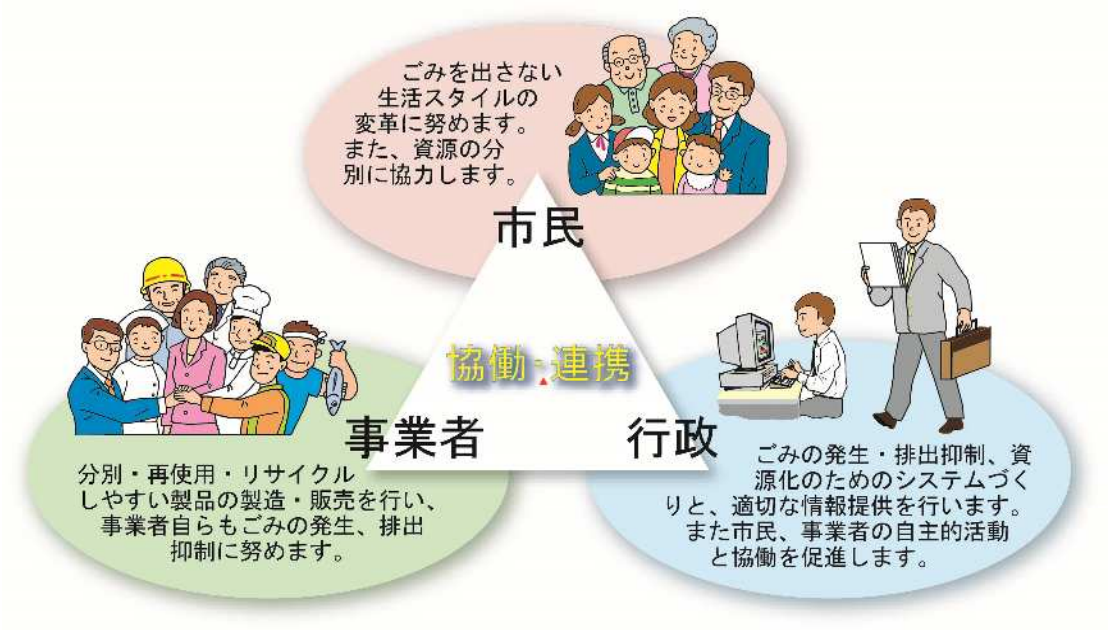

第２章　具体的施策の展開

第１節　ごみ減量と資源化の推進

市民の適量購入・適量消費・最少廃棄、事業者の適量生産・最少廃棄といった一連の経済活動の中での取り組み、すなわち、リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会の構築を最優先とし、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３Ｒを推進します。

ごみ減量の具体的な目標を定め、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を示して、目標達成へ向けた取り組みを推進します。

合言葉は・・・「もったいない精神」です。

目標：ごみ減量 10%、リサイクル率 30%の達成

◎　市民の役割と取り組み

１．リデュースの促進
○　無駄な物は買わないようにします。 ○　買いすぎ、作りすぎに注意して食べ残しの食品を出さないようにします。 ○　生ごみは水切りを徹底します。 ○　生ごみ処理機器、堆肥化容器を利用します。 ○　簡易包装への協力、マイ・バッグの使用に努めます。
２．リユースの促進
○　リユースのための取り組み（フリーマーケット、もったいないコーナーなど）を利用します。 ○　フリーマーケットなどの自主的取り組みを行います。
３．リサイクルの促進
○　地域の各種団体が行う資源集団回収に協力します。 ○　資源物の分別排出を積極的に行います。 ○　身近な環境活動に積極的に参加します。 ○　グリーン購入※1を実施し、積極的にリサイクル製品を使用します。

※1「グリーン購入」・・・買い物の時に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うこと。

◎　事業者の役割と取り組み

１．リデュースの促進
○　可能な限り、ごみの発生しない製造工程を採用します。 ○　ごみの発生につながらない製品の製造に取り組みます。 ○　食品残渣は水切りを徹底します。 ○　容器包装が過剰に使われていない製品や商品の販売に取り組みます。 ○　家具などの耐久性消費財の修理体制を充実させます。

(つづき)

○　コピー用紙の使用を抑制します。 ○　簡易包装の実施、マイ・バッグ使用の促進、量り売りの促進、売れ残りの抑制に努めます。
２．リユースの促進
○　リユース可能な製品の使用に取り組みます。 ○　リユース可能な梱包資材などの使用拡大に取り組みます。
３．リサイクルの促進
○　有効資源のリサイクル化に取り組みます。 ○　グリーン購入を実施し、積極的にリサイクル製品の使用に取り組みます。

◎　行政の役割と取り組み

１．リデュースの促進	
家庭系ごみ	○　市民啓発活動を促進します。 ■　小学生を対象とした環境教育冊子などを作成し、啓発活動を推進します。 ■　市民団体、コミュニティとの協働による啓発活動を推進します。 ○　現在のごみ袋料金体制は、排出量減少努力に応じて費用負担がより軽減される仕組みとなっています。この仕組みを継続します。 ○　資源集団回収奨励金支給制度、生ごみ処理機器購入助成制度、ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化講座を継続します。
事業系ごみ	○　経済的インセンティブ（やる気を起こさせる経済的手法）を促進します。 ■　ごみ処理システム、料金などの検証・見直しを行います。 ■　資源物受入施設への搬入を促進します。 ○　多量排出事業所のごみ減量対策について、指導を強化します。 ○　食品リサイクル法の周知・徹底を図ります。 ○　商工会など関係団体と連携し、減量対策を強化します。
２．リユースの促進	
○　情報収集・発信機能の充実を図ります。 ■　「もったいないコーナー」などの不用品のリユース情報収集機能を保持します。 ■　市民への情報発信機能を強化します。 ○　リユースの場の確保・拡大を図ります。 ■　市リサイクルショップを充実します。 ■　市民団体が開催するフリーマーケットなどを支援します。	
３．リサイクルの促進	
○　分別収集（不燃物・資源物）の品目・内容などを周知し、回収率の向上を目指します。 ○　資源物受入施設の利便性を向上させます。 ■　市内２個所の施設間において、利用者の平準化対策を検討します。 ○　地域単位での資源物回収を目的に、地域分別収集ステーションの利用を推進します。	

（つづき）

○　資源回収ボックスの設置の拡大と、資源回収ボックスによる拠点回収システムを維持します。
○　資源物の分別排出の周知徹底を図ります。
○　各種リサイクル法による再資源化を促進します。
○　リサイクル製品の活用を促進します。
■　行政自ら率先して、グリーン購入などにより、リサイクル製品の使用を優先します。
■　市民・事業者によるグリーン購入を促進します。
○　地域バイオマス産業都市基本構想の取り組みを推進します。
■　本市の特色を生かした家畜排泄物や生ごみ、間伐材など動植物由来の再生可能な有機性資源（バイオマス）の有効利用の方法、経済性・持続可能性を踏まえたシステムの構築を、事業者などと協働・連携して取り組みます。
○　医療や介護現場で排出される紙おむつのリサイクルを県や周辺自治体と協働で検討します。

第２節　ごみ処理制度の充実・整備

家庭系ごみのより効率的な収集運搬による経費削減に努め、市民負担のあり方を適正に見直すとともに、市民サービスの向上を図ります。

事業系ごみの自己処理責任に基づく適正処理のあり方を啓発、周知するとともに、事業者が取り組みやすいごみ減量・リサイクルシステムの構築を目指します。

１．ごみの出し方と収集運搬	
家庭系ごみ	**・燃やすごみ** ○　現行のステーション制による収集を継続し、ごみ出しマナー、ルール、ごみ減量について、市民団体などとの協働による啓発活動を強化します。 ○　収集運搬について、委託収集エリア、コースなどの点検見直しを随時行い、より効率を高めます。 **・分別収集** ○　地域分別収集ステーションについて、地域特性を考慮した対応を強化するとともに、年代など、幅広い生活スタイルに対応した回収方法を検討します。 ○　２個所ある資源物受入施設について、利用者の平準化を図り、利便性を高めます。 ○　民間委託による収集運搬により、経費削減のため収集体制、方法、コースなどの作業点検見直しを行い、効率性を高めます。 **・粗大ごみ** ○　民間委託による収集運搬により、収集作業の点検見直しを行い、効率を高めることにより経費抑制を図ります。 ○　「屋内持ち出し有料サービスシステム」※2の内容を精査し検討します。
事業系ごみ	**・事業者への啓発周知** ○　事業系一般廃棄物と産業廃棄物は区分がわかりにくいことから、県・商工団体などと連携しながら、適正処理のための冊子などの配布や事業系ごみ研修会などの啓発活動を行います。 ○　ごみの適正処理や資源化・減量化がより円滑に促進されるよう、行政と事業者との意見・情報交換ができる場としての「事業所ごみ適正処理研究協議会」を継続して開催します。 ○　市内及び近郊の民間リサイクル業者の情報を把握し、事業者に提供していきます。 **・収集運搬業に関する許可業務** ○　市内の事業系ごみ収集運搬業務量については、現在の許可事業者で、ある程度のごみ量増加にも対応可能であり、充足しているとみられる。よって、現行の許可事業者の実態把握を継続するとともに、安全教育などの適正指導を行いながら安定した収集運搬体制を確保する。 **・事業系ごみの計画収集（特例の見直しなど）** ○　本市の特例で認められる事業系ごみの２袋制（ごみの搬出が一週間に２袋以内の事業所は、事業系のごみを地域のごみ集積所に家庭系のごみとして搬出できる）については、実態を把握し、必要に応じて適正指導を行う。 　また、ごみ収集については、産業廃棄物・一般廃棄物の区別など、廃棄物処理関連法に基づき、実態を把握し適正指導を行う。

	・資源物受入施設の利用促進 ○　資源物受入施設の利用促進を図り、事業系ごみの資源化を推進します。 **・バイオマスの利用** ○ 生ごみの分別収集を検討します。
２．受益と負担の適正化	
家庭系ごみ	**・燃やすごみ** ○　適正な市民負担のあり方を検証し、ごみ処理料金見直しを検討します。 **・粗大ごみ** ○　粗大ごみの重さに応じた料金体系を継続します。
事業系ごみ	**・経済的インセンティブが働く制度の構築** ○　適正な事業者負担のあり方を検証し、ごみ処理料金見直しを検討します。 ○　バイオマス利用として、生ごみ・剪定枝・汚泥などの分別収集やこの場合の処理負担を検討します。
３．高齢者・障がい者世帯などへの対策	
○　関連部署と連携した戸別収集サービスなど、新たな収集体制を調査・研究し、構築します。	
４．事業系ごみの処分	
・宗像清掃工場の受入基準の見直し ○　「宗像清掃工場適正処理ガイドライン」を定め、適正処理に努めます。 ○　「せん定枝・刈草」については、宗像清掃工場での処理を検討するとともに、バイオマス原資としての利用を促進します。	

※2「屋内持ち出し有料サービスシステム」

粗大ごみ収集運搬において、高齢者（65 歳以上）、障害のある方、その他特に必要がある方（妊婦など）のみの世帯を対象として、粗大ごみの戸外への持ち出しサービス。

第３節　継続した適正処理の確保

ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、処理施設の適正かつ効率的な運営と配置、また溶融飛灰※3 の再資源化による循環型ごみ処理システムの構築を継続します。

災害時に発生するごみなどの多様化するごみ処理に対応するため、周辺自治体との連携を強化します。

１．中間処理施設の効率的な運営と配置
○　宗像清掃工場については、継続して施設運営の効率化を推進するとともに、将来的な操業について検討します。
２．最終処分場の適正な運営
○　宗像市不燃物埋立処理場及び大島一般廃棄物最終処分場については、適正な管理を継続します。
３．広域処理の推進
○　北九州、福岡両都市圏における環境行政の連携を今後も継続します。 ○　溶融飛灰の資源化を継続するため、関係自治体との信頼を高め相互協力関係を強化します。 ○　本市での処理困難物について、近隣自治体と相互協力・連携して、適正なリサイクルや処理体制の確保に努めます。
４．緊急時の相互協力
○　近年、頻繁に起きる風水害などの天災や事故による施設停止などの緊急措置として、ごみの受入れ、搬出の双方を想定し、近隣市町村との連携を図ります。

※3 溶融飛灰・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した場合に発生する排ガス中の灰分（ばいじん）

第４節　環境美化対策の推進

不法投棄の防止と清潔で快適なまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民と協働で推進します。

１．不法投棄防止対策の強化
○　監視パトロールの充実のため、市民団体や地域コミュニティと連携を図ります。 ○　不法投棄発生時の迅速な対応を図るため、不法投棄対応マニュアルに基づき、関係機関（県、警察）と連携して対応します。
２．市民協働推進と市民ボランティア活動の支援
○　不法投棄が行われないような環境づくりのため、市民団体などとの協働による取り組みを推進し、それぞれの役割分担に基づく対等なパートナーシップを確立するとともに、活動支援を積極的に展開します。

第３章　ごみ処理計画

第１節　ごみ処理・処分体制

本市の収集運搬体制は、家庭系ごみは排出者自らが収集運搬するか市が行い、事業系ごみは排出事業者自らが収集運搬するか市が許可した一般廃棄物収集運搬業者(以下、「許可業者」という）に委託する仕組みで行います。また、収集されたごみの処理・処分は、市及び玄界環境組合の処理処分施設で行います。

ごみ処理体制

区分		処理過程	収集・運搬	中間処理	最終処分
市が収集するごみ	家庭系ごみ	燃やすごみ	市	玄界環境組合	玄界環境組合
		分別収集ごみ	市	玄界環境組合	市及び 玄界環境組合
		粗大ごみ	市	玄界環境組合	玄界環境組合
自己搬入ごみ	家庭系ごみ 及び 事業系ごみ	燃やすごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	排出者 又は許可業者	玄界環境組合	市及び 玄界環境組合

第２節　収集・運搬計画

１．収集運搬の体制

市内全域を対象とし、家庭系ごみ（燃やすごみ、分別収集、粗大ごみ）については委託業者による収集・運搬または排出者自らによる運搬とし、事業系ごみについては許可業者による収集・運搬または排出事業者自らによる運搬とします。

２．収集運搬の区分

○家庭系ごみ

燃やすごみ、分別収集（不燃物・資源物）は地域の決められた集積所（ステーション）に出すステーション制、粗大ごみは事前予約による戸別収集制を継続していきます。なお、分別収集については地域ステーションのほかに、資源物受入施設及び資源回収ボックスによる拠点回収を継続します。

分別収集品目については、地域ステーションの 15 品目、資源物受入施設の 19 品目を継続するものとし、容器包装リサイクル法の動向を注視しながら収集品目の見直しを必要に応じ行います。

資源物受入施設は、市内に 2 個所開設しており、両施設ともに毎週土・日曜日の午前 9 時から午後 5 時までの時間帯で受け入れを行っています。さらに、このうちの 1 個所では、毎週水曜日の午前 9 時から午後 7 時までの異なる時間帯でも受け入れを行っています。この 2 個所の資源物受入施設のうち、１個所については、まだまだ市民に周知されていないため啓発を強化することにより、利用者の平準化を図り、利便性を高めます。

収集運搬については、高齢者や障害者などの持ち出しが困難な世帯への対策について調査研究し、新たな収集体制を構築します。

まだまだ燃やすごみの中に分別収集（資源物）が含まれている現状から、燃やすごみ出しのマナー、ルールの周知徹底を図ります。また、資源集団回収や拠点回収の利用の促進や、資源物受入施設の利便性向上により資源物の分別体制を充実・強化します。

○事業系ごみ

事業系ごみは、自己処理責任の観点から、許可業者委託による収集・運搬、自らによる運搬で市が指定する処理施設へ搬入します。

また、事業所からの資源物については、資源物受入施設で一部（金物、使用済小型電子機器、ガラス、陶磁器、プラスチック製容器包装、使用済みてんぷら油）を除き受入れています。事業所訪問指導において、資源物受入施設の利用促進を啓発していきます。

第３節　中間処理・最終処分計画

中間処理については、市内全域を対象として現在稼働している玄界環境組合「宗像清掃工場（ガス化溶融施設及びリサイクル施設）」による体制を当面は継続し、施設の効率的な運営、環境に配慮しながら、適正処理に努めます。

最終処分については、「宗像市不燃物埋立処理場」、「大島一般廃棄物最終処分場」による体制を継続します。

【ごみ処理フロー及び目標処理量】

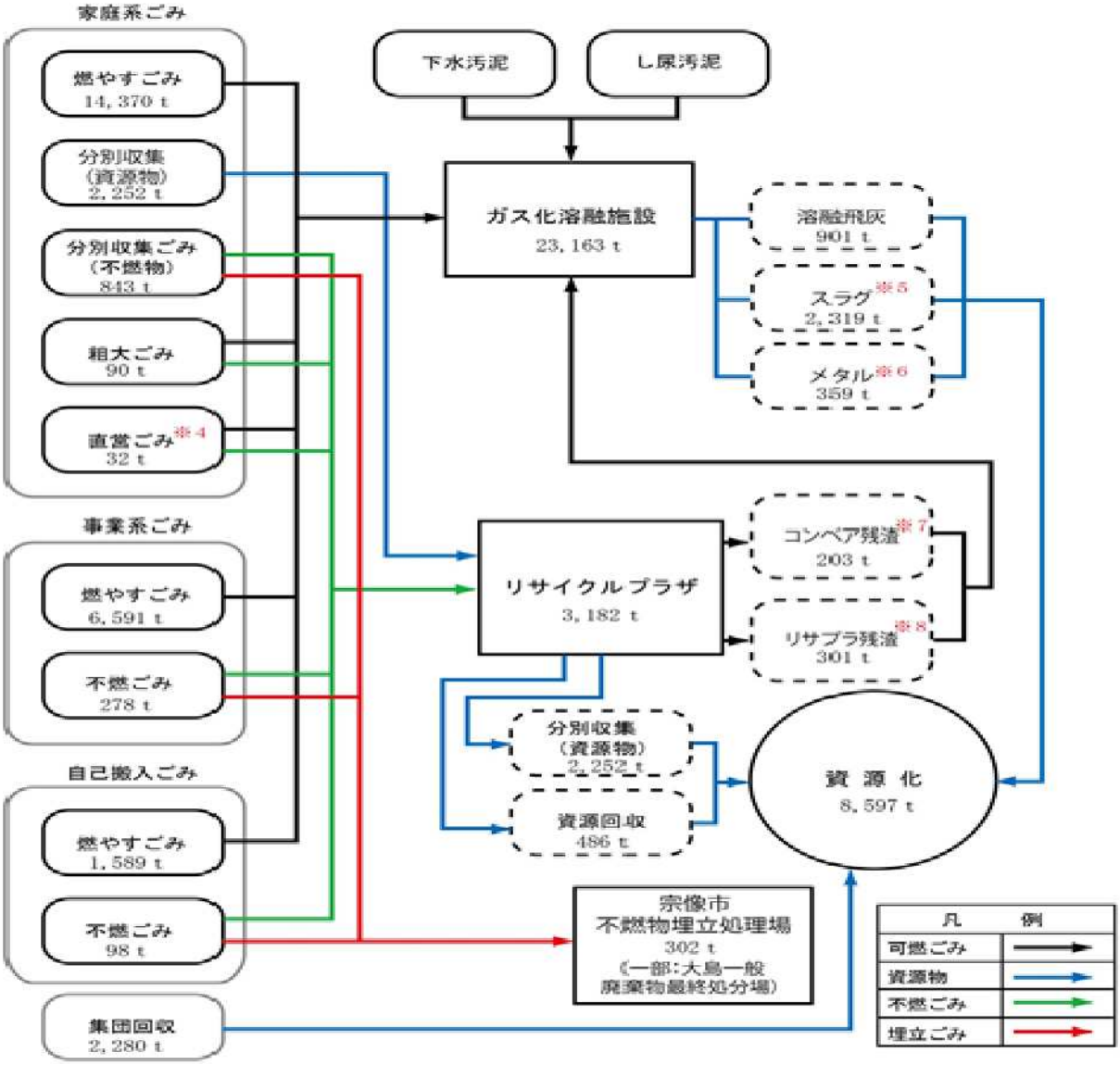

※４　直営ごみ・・・不法投棄ごみ（市の回収分）
※５　スラグ・・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した残渣中のシリカ分（ガラスの溶融残渣など）
※６　メタル・・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した残渣中の金属分
※７　コンベア残渣・・・リサイクルプラザで破砕分別された可燃物（プラスチィック、木片など）
※８　リサプラ残渣・・・リサイクルプラザに搬入されるガラス分など

注）下水汚泥は、産業廃棄物であるため、数量は記載していません。し尿汚泥は、生活排水編を参考としてください。

【ごみ処理処分施設】

○　玄界環境組合宗像清掃工場（ＥＣＯパーク宗像）

項　　目	内　　容
所　在　地	福岡県宗像市池浦
竣　　工	平成 15 年 6 月
①　ガス化溶融施設	
処 理 能 力	160ｔ／24ｈ（80ｔ／24ｈ×2 炉）
処 理 方 式	直接溶融・資源化システム
発 電 能 力	2,400ｋW
②　リサイクルプラザ	
処 理 能 力	40ｔ／5ｈ
選別の種類	鉄、アルミ、スチール缶、アルミ缶 ダンボール、その他紙 その他プラ、紙パック、白色トレイ、ペットボトル 無色カレット、茶色カレット、その他のカレット※9
③埋立処分地施設	
埋立容量	9,340 ㎥
埋立対象物	溶融飛灰の固化物

○　宗像市不燃物埋立処理場

項　　目	内　　容
所　在　地	福岡県宗像市河東
運営開始年月	昭和 51 年 5 月
処理対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋 立 容 量	158,340 ㎥

○　大島一般廃棄物最終処分場

項　　目	内　　容
所　在　地	福岡県宗像市大島
運営開始年月	平成 10 年 3 月
処理対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋 立 容 量	3,560 ㎥

※9　カレット・・・ビンの破砕物

第４章　計画の推進

第１節　計画の周知

計画の推進にあたっては、市民、事業者との情報を共有するため、各施策の成果や進捗状況を毎年度「宗像市ごみ処理事業概要」、広報及びホームページなどで公表し、周知を図ります。

第２節　計画の進行管理

１．年度ごとの一般廃棄物処理実施計画の策定

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が 10 年の長期計画であることから、各年度の計画として「一般廃棄物処理実施計画（ごみ)」を策定する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画（ごみ)では、以下のような内容について、具体的な計画を作成します。

①処理計画量の見込み

現時点での収集・運搬、処理・処分形態での排出量、処理・処分量のデータは、平成 25 年度のみとなっているため､各年度データの蓄積毎に処理計画量を見直します。

②排出抑制及び適正処理に関する方策

③収集・運搬計画

④中間処理計画

⑤最終処分計画

２．進捗状況のフォローアップ

施策の推進にあたっては、進捗状況を 3 年ごとに把握し、必要があれば事業の見直しを図っていくことが求められます。また、社会情勢の変化などに対応し、新たな視点での施策展開が求められることも考えられます。

これらのことを的確に判断し、効率的・効果的な施策展開を図るため、「進捗状況をフォローアップ」するシステム作りを行い、各種施策の検討・推進、評価及び検証などを行います。

第３節　計画の見直し

年度ごとの「一般廃棄物処理実施計画（ごみ）」及び「進捗状況のフォローアップ」の状況を踏まえ、計画の点検・見直しを行います。見直す時期については、本計画の開始５年後の中間目標年次である平成31年度としますが、フォローアップなどで問題が生じた場合には、状況に応じて行うものとします。

計画の見直しは、以下のような内容について行いますが、実施計画とは異なり、長期的な視野に立った見直しを行います。

①処理計画量の見込み
②排出抑制及び適正処理に関する方策
③収集・運搬計画
④中間処理計画
⑤最終処分計画

資　料　編

１．ごみ処理の実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・　資-1

２．資源化・減量化の実績　・・・・・・・・・・・・・・　資-6

３．計画収集人口の将来予測　・・・・・・・・・・・・　資-9

４．ごみ発生量の将来予測　・・・・・・・・・・・・・　資-10

１．ごみ処理の実績

（1）ごみ量の推移

① 人口

本市における過去 10 年間の人口実績は、増加傾向にあります。また、世帯数も増加傾向にあります。

人口などの推移

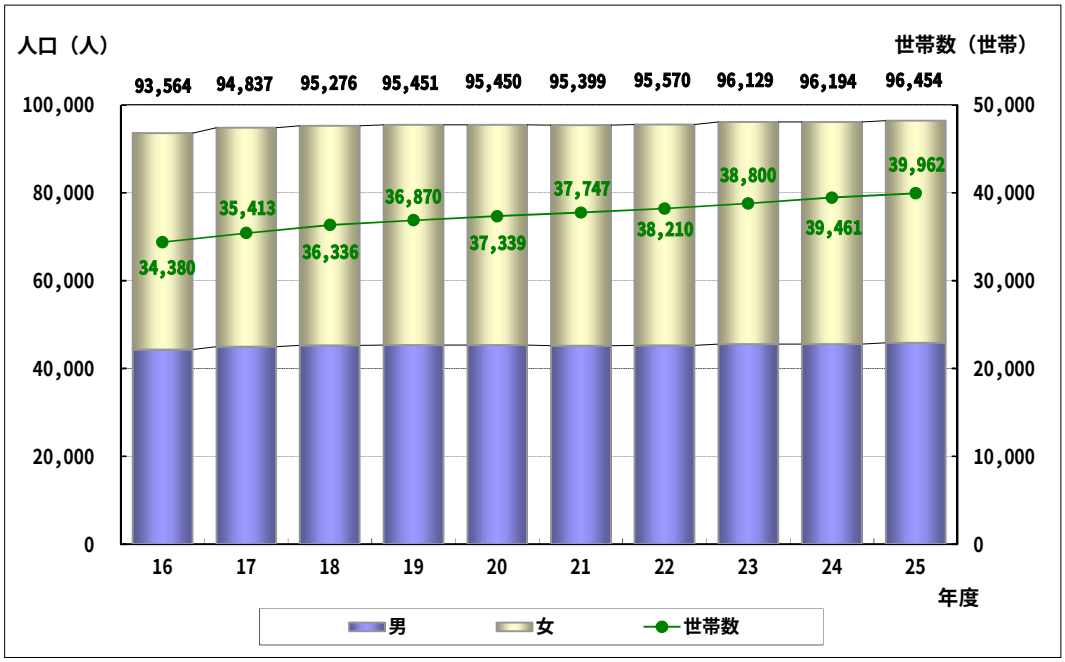

年　度	人　口　（人）			世帯数（戸）	一世帯当りの人数（人／戸）
	総　数	男	女		
平成16年度	93,564	44,362	49,202	34,380	2.72
平成17年度	94,837	44,998	49,839	35,413	2.68
平成18年度	95,276	45,266	50,010	36,336	2.62
平成19年度	95,451	45,306	50,145	36,870	2.59
平成20年度	95,450	45,299	50,151	37,339	2.56
平成21年度	95,399	45,227	50,172	37,747	2.53
平成22年度	95,570	45,288	50,282	38,210	2.50
平成23年度	96,129	45,558	50,571	38,800	2.48
平成24年度	96,194	45,594	50,600	39,461	2.44
平成25年度	96,454	45,828	50,626	39,962	2.41

※住民基本台帳（9月末、外国人含む）

② ごみの発生量

分別収集量（不燃物・資源物）は、やや減少傾向にありますが、総排出量は横ばい傾向にあります。

ごみ発生量の実績

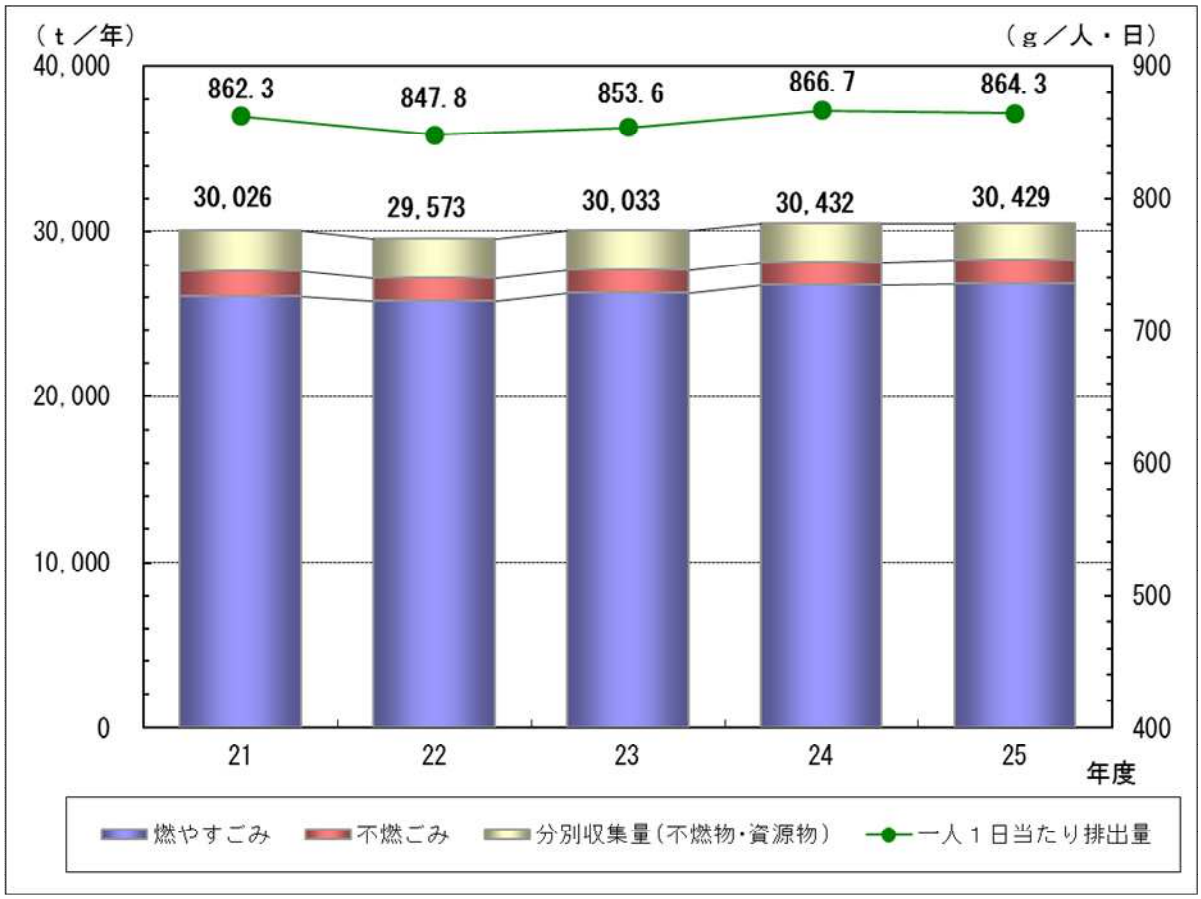

注）資源集団回収を除く

③ごみ処理実績（平成 25 年度）

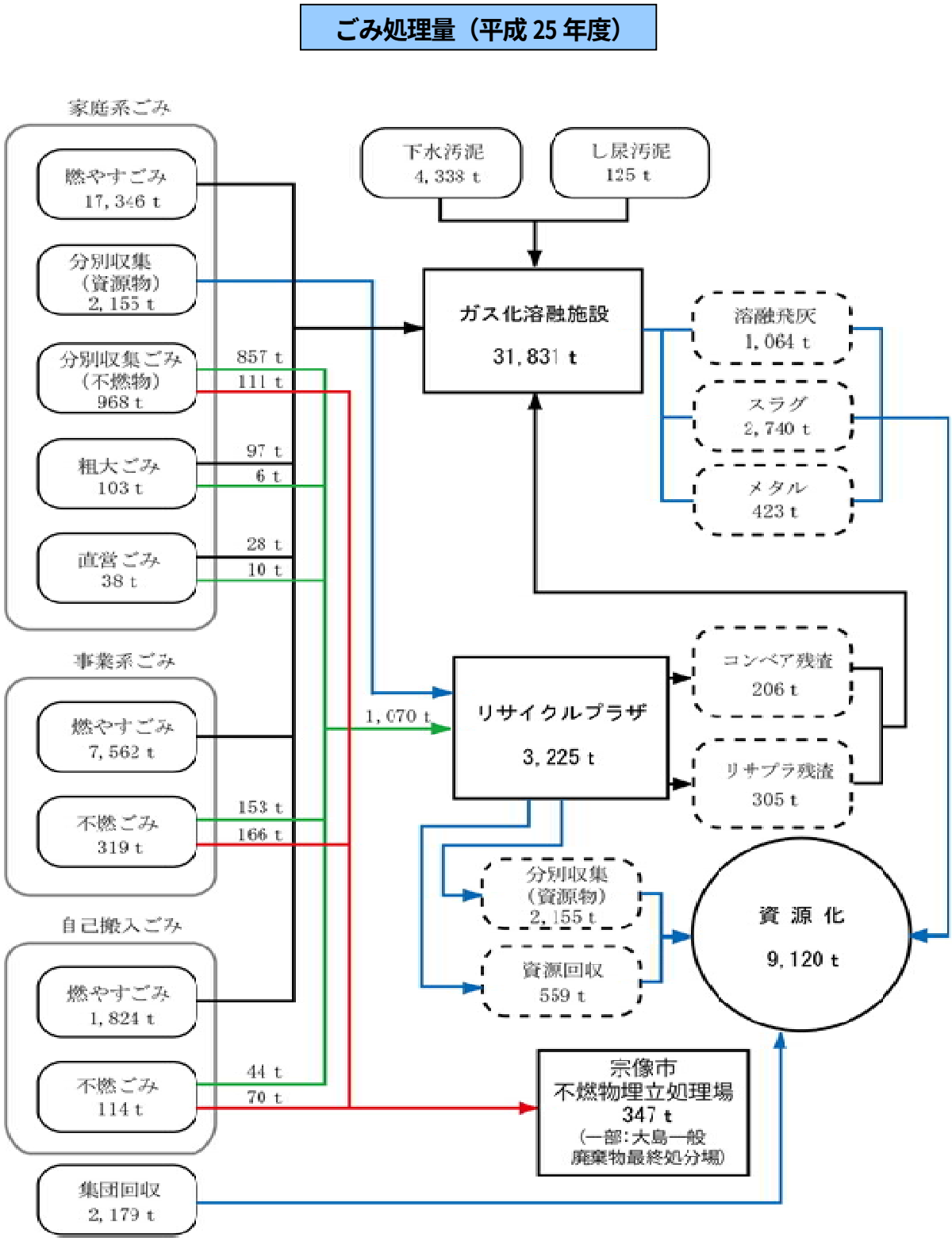

注）「分別収集ごみ（不燃物）」と表示しているのは、資源物のほかに、不燃埋立ごみが含まれるため。

＜ガス化溶融施設＞

ガス化溶融施設の処理量内訳（平成 25 年度）

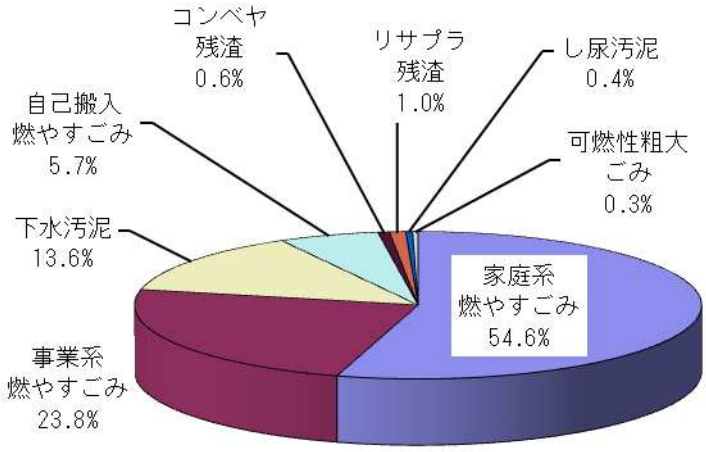

＜リサイクルプラザ＞

リサイクルプラザの処理量内訳（平成 25 年度）

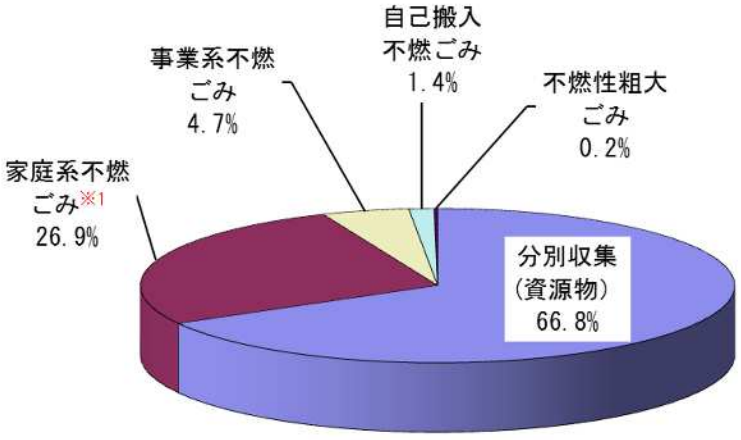

※1　家庭系不燃ごみ・・・分別収集ごみ（不燃物）のうち埋立処分を除いたもの＋直営ごみ（不燃物）

＜埋立処分＞

陶磁器などの資源化できない不燃物については、不燃物埋立処分場にて埋立処分をしています。ガス化溶融施設からの溶融飛灰については、平成 17 年度までは専用の埋立処分地で処分していましたが、平成 18 年度からは山元還元処理※2 を行い資源化しています。

埋立量は、平成 18 年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、年間約 400ｔ弱です。

埋立処分量の実績

区　分 ＼ 年　度	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25
・宗像市不燃物埋立処理場（陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など）									
埋立量　（ｔ／年）	887	447	386	376	463	343	376	378	345
残余量　（m^3）	46,344	45,346	44,483	43,640	42,603	41,835	40,995	40,149	39,376
埋立容量　（m^3／年）	1,984	998	863	843	1,037	768	840	846	773
ｔ当たり埋立容量　（m^3／ｔ）	2.24	2.23	2.24	2.24	2.24	2.24	2.23	2.24	2.24
・大島一般廃棄物最終処分場※3									
埋立量　（ｔ／年）	30	30	30	31	1	0	1	2	2
・玄界環境組合宗像清掃工場埋立処分地施設※4									
埋立量　（ｔ／年）	614	0	0	0	0	0	0	0	0
埋立量合計　（ｔ／年）	1,531	477	416	407	464	343	377	380	347
最終処分率　（%）	4.5	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1

※2：山元還元処理：燃やすごみの溶融処理に伴って発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収し再使用する一連の操作。
※3：平成21年度以降、大島一般廃棄物最終処分場処理施設、焼却施設廃止に伴い陶磁器類のみ搬入。
※4：宗像清掃工場では、平成18年度以降、溶融飛灰の山元還元処理を行っている。（平成21年度に、最終処分場内の溶融飛灰の一部を山元還元処理したため、埋立量は減少している。）

２．資源化・減量化の実績

本市では、資源化の取り組みとして、①分別収集からの資源回収、②不燃・粗大ごみからの資源回収、③ガス化溶融施設からの資源回収、④資源集団回収による資源回収を行っています。

また資源化・減量化の取り組みとして、資源集団回収奨励金の支給や生ごみ処理機器購入費の補助などを行っています。

資源化の分別の内容

回収の種類	資源物の種類	備　　考
① 分別収集からの資源回収	缶（スチール・アルミ）	分別収集ステーション及び資源物受入施設にて回収 （紙パック、白色トレイ、ペットボトルについては、資源回収ボックスにても回収）
	無色透明びん	
	茶色びん	
	その他色びん	
	紙パック	
	白色トレイ	
	ペットボトル	
	プラスチック製容器包装	
	蛍光管・電球	
	乾電池	
	使用済みてんぷら油	
	新聞紙	資源物受入施設にて回収
	雑誌	
	ダンボール	
	古　布	
② 不燃・粗大ごみからの資源回収	破砕アルミ	
	破砕鉄	
	粗大鉄	
	そ　の　他	
③ ガス化溶融施設からの資源回収	スラグ	
	メタル	
	溶融飛灰	
④ 資源集団回収による資源回収	古　紙	5円／kg（半期毎に、3回以上実施した地区は6円／kg）
	古　布	
	び　ん	3円／本

リサイクル率、資源化量は平成 24 年度までは横ばい傾向にありましたが、平成 25 年度は集団回収量の減少によりリサイクル率、資源化量ともに減少しており、リサイクル率は 28.0%です。

リサイクル率の推移

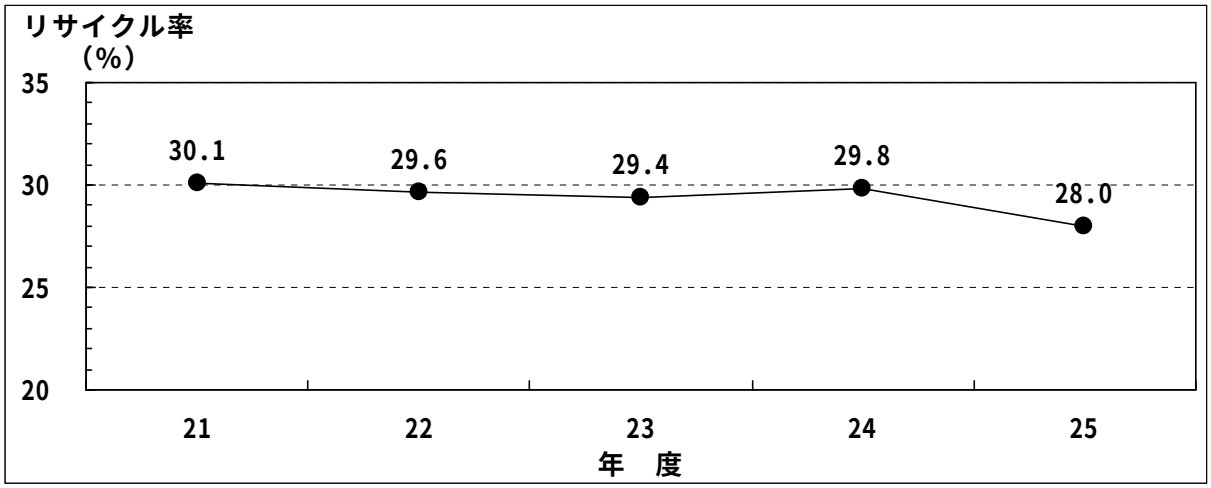

資源化・減量化の実績（資源化の方法別）

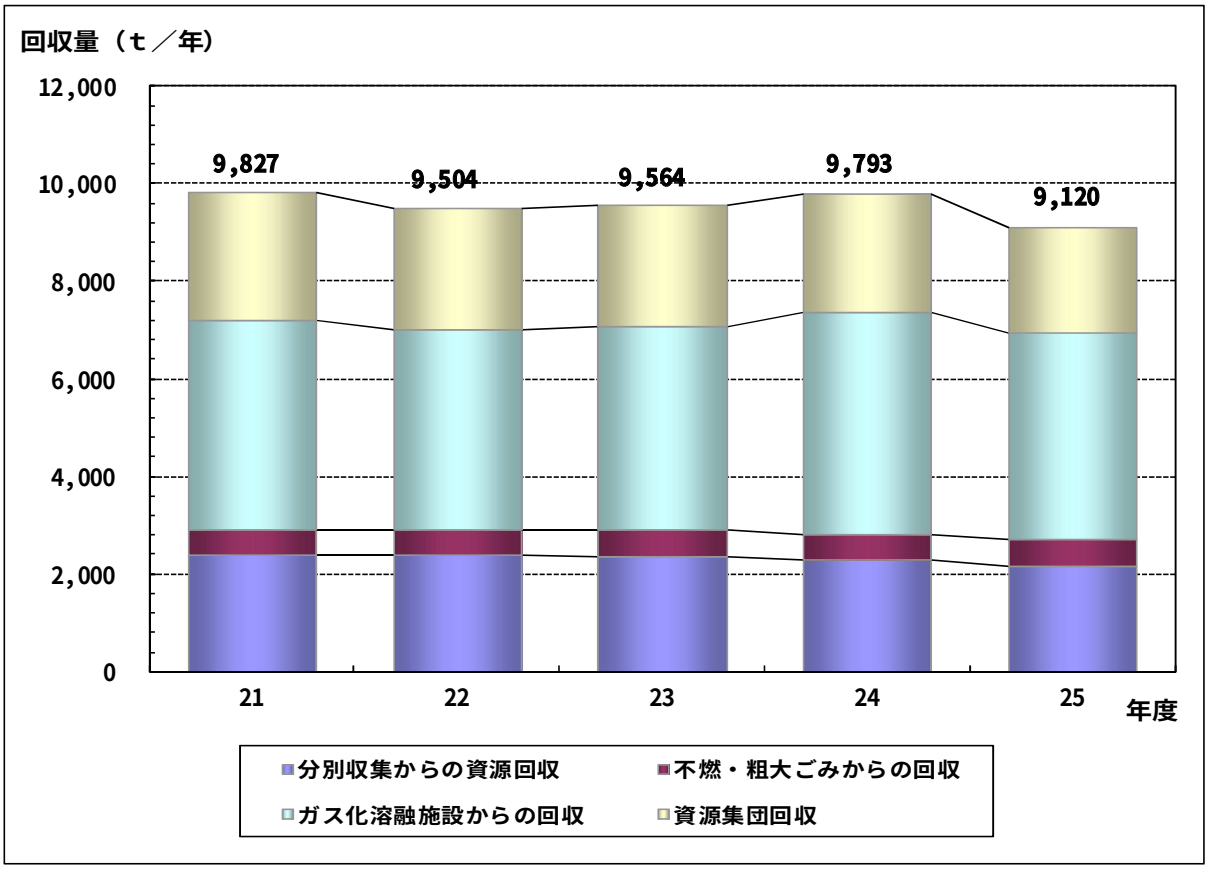

資源化・減量化の実績（資源の種類別）

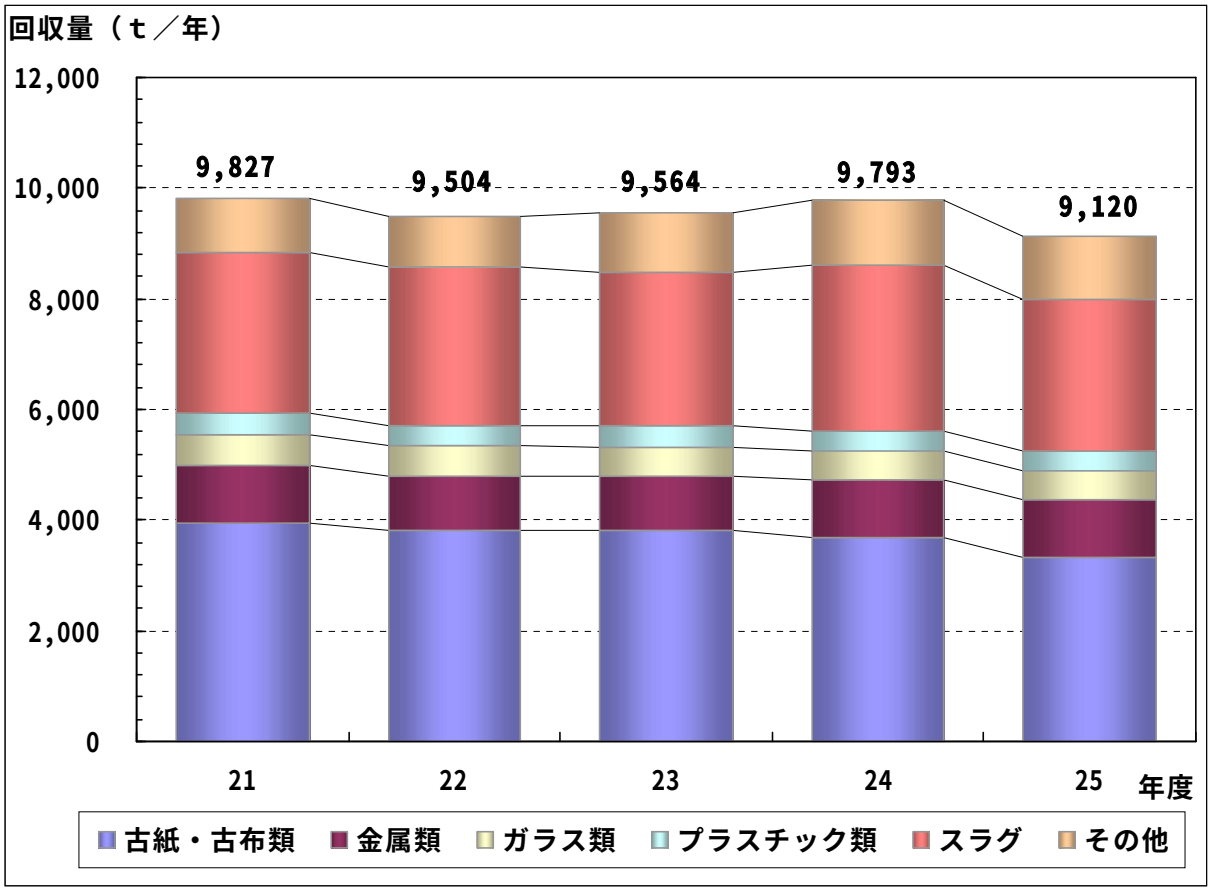

生ごみ処理機器購入費補助金の内容

処理機器の種類	補助基数（1世帯）	購入金額に対する補助の割合	1基あたりの補助金額の上　限	実　績	
				24年度	25年度
生ごみ処理機器　（電動・手動式等）	5年につき1基まで	2分の1以内	20,000円	24	37
生ごみ処理機器（設置型コンポスト容器、バケツ型密閉容器　）	5年につき2基まで		3,000円	56	37
ダンボールコンポスト	1年度につき5基まで		1,000円	752	790
ダンボールコンポスト基材			1,000円	―	
発酵促進剤	1年度につき5個まで		400円	―	59

３．計画収集人口の将来予測

将来人口は、「総合計画における推計結果」を用いて推計しました。平成 26 年度以降は減少し、平成 35 年度には人口が 9 万 4 千人を下回ると推計されます。

将来人口の予測結果

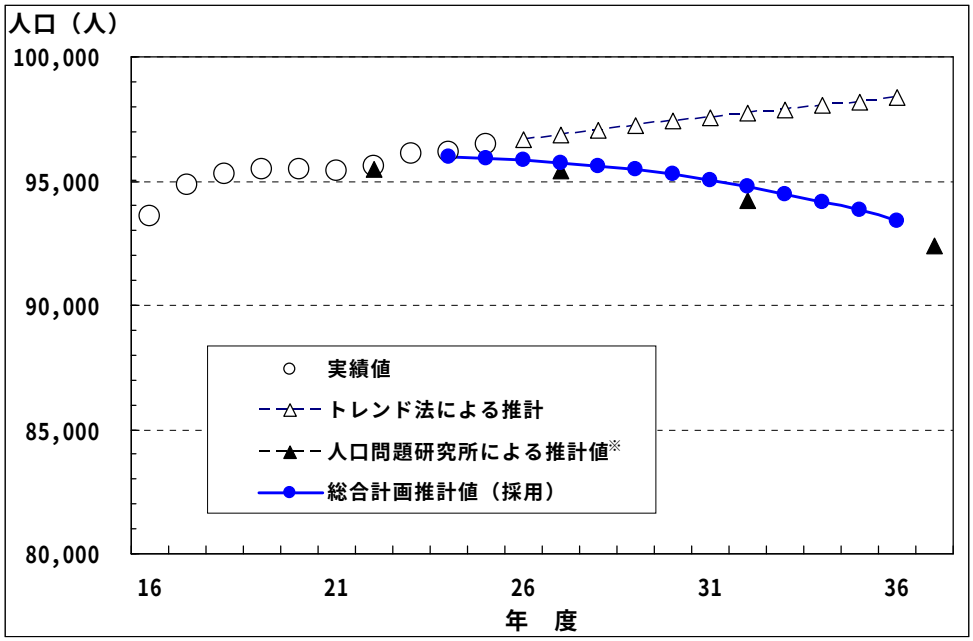

（単位：人）

年度		実績及び推計人口		
		トレンド法による推計	人口問題研究所による推計値※5（平成22年度実績）	総合計画における推計値（採用）
実績値	16	93,564		
	17	94,837		
	18	95,276		
	19	95,451		
	20	95,450		
	21	95,399		
	22	95,570	95,501	
	23	96,129		95,734
	24	96,194		95,996
	25	96,454		95,919
推計値	26	96,674		95,831
	27	96,865	95,397	95,729
	28	97,049		95,598
	29	97,228		95,441
	30	97,400		95,254
	31	97,568		95,033
	32	97,730	94,197	94,776
	33	97,887		94,485
	34	98,040		94,165
	35	98,189		93,806
	36	98,334		93,415
	37		92,363	
推計方法		べき曲線	コーホート法	

※5　人口問題研究所による推計値：国立社会保障・人口問題研究所がまとめた日本の地域別将来推計人口による。この推計は将来の人口を都道府県別、市区町村別に求めることを目的としたもので、平成 22 年の国勢調査を基に推計を行っている。

４．ごみ発生量の将来予測

将来のごみ発生量は、一人１日平均排出量の実績及び直接搬入ごみ量の日量換算値の実績をもとに推計しました。現行のままで推移した場合、平成 36 年度の総排出量は年間 31,581ｔ（平成 25 年度に対して約 3%減）と推計されます。

本計画に基づいて、以下のごみ減量・リサイクルの目標を達成した場合、平成 36 年度には総排出量が 28,423ｔと推計されます。

- 資源集団回収を含む一人 1 日平均排出量を、平成 25 年度に対し、平成 31 年度までに 5%、平成 36 年度までに 10%減少させる。
- リサイクル率を、平成 36 年度までに 30%以上とする。

ごみ発生量の将来予測

項目		平成25年度（実績値）	平成31年度		平成36年度	
			現行推移	目標値	現行推移	目標値
ごみ排出量	①家庭系ごみ（③を除く）	20,393 t	20,092 t	18,683 t	19,752 t	17,022 t
	一人1日あたり（g／人･日）	579	579	539	579	499
	②事業系ごみ	7,881 t	7,765 t	7,378 t	7,632 t	6,869 t
	要処理ごみ量（①＋②）	28,274 t	27,857 t	26,061 t	27,384 t	23,891 t
	③分別収集量（資源物）	2,155 t	2,123 t	2,219 t	2,086 t	2,252 t
	計（①＋②＋③）	30,429 t	29,980 t	28,280 t	29,470 t	26,143 t
資源集団回収量	④資源集団回収量	2,179 t	2,147 t	2,244 t	2,111 t	2,280 t
潜在排出量＝ごみ排出量＋資源集団回収量		32,608 t	32,127 t	30,524 t	31,581 t	28,423 t
一人１日あたり（g／人･日）		926	926	880	926	834
減量化量（減量率）	現行推移に対して	－	－	1,603 t (約5%)	－	3,158 t (約10%)
資源化量	③分別収集量（資源物）	2,155 t	2,123 t	2,219 t	2,086 t	2,252 t
	④資源集団回収量	2,179 t	2,147 t	2,244 t	2,111 t	2,280 t
	⑤施設処理に伴う資源化量	4,786 t	4,716 t	4,423 t	4,635 t	4,065 t
	計（③＋④＋⑤）	9,120 t	8,986 t	8,886 t	8,832 t	8,597 t
	一人1日あたり（g／人･日）	259	259	256	259	252
リサイクル率＝資源化量／潜在排出量		28.0 %	28.0 %	29.1 %	28.0 %	30.2 %

※　家庭系ごみには自己搬入ごみを含む。
※　将来人口の推計は、総合計画における推計結果を用いた。
※　ごみ排出量の推計（現行推移）は、平成21年度から平成25年度までの過去５年間の排出量の実績値を基に、平成25年度実績値が将来も継続するものとして求めた。
※　資源集団回収量は、平成25年度実績値が将来も継続するものとして求めた。

【数値目標の根拠】

①家庭系ごみ（資源集団回収量を含む）
　現行推移の排出量の推計値に対し、平成31年度で約5%、平成36年度では約10%の減量を目指す。

②事業系ごみ
　現行推移の排出量の推計値に対し、平成31年度で約5%、平成36年度では約10%の減量を目指す。

③分別収集量（資源物）
　現行推移の収集量の推計値に対し、平成31年度で約5%、平成36年度では約8%の増加を見込み、平成36年度までにリサイクル率30%以上を目指す。

④資源集団回収量
　現行推移の収集量の推計値に対し、平成31年度で約5%、平成36年度では約8%の増加を見込み、平成36年度までにリサイクル率30%以上を目指す。

⑤施設処理に伴う資源化量
　現行推移の処理量の推計値に対し、平成25年度実績値による割合で算出した。

現行のまま推移した場合

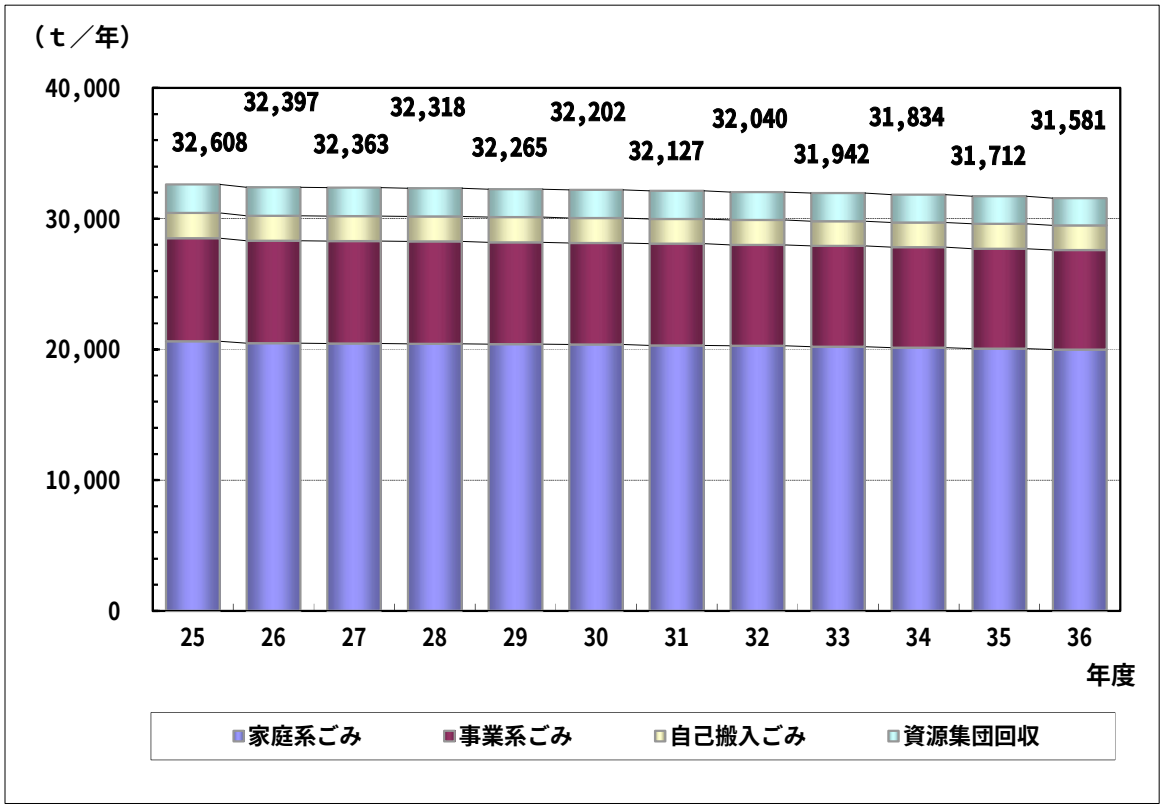
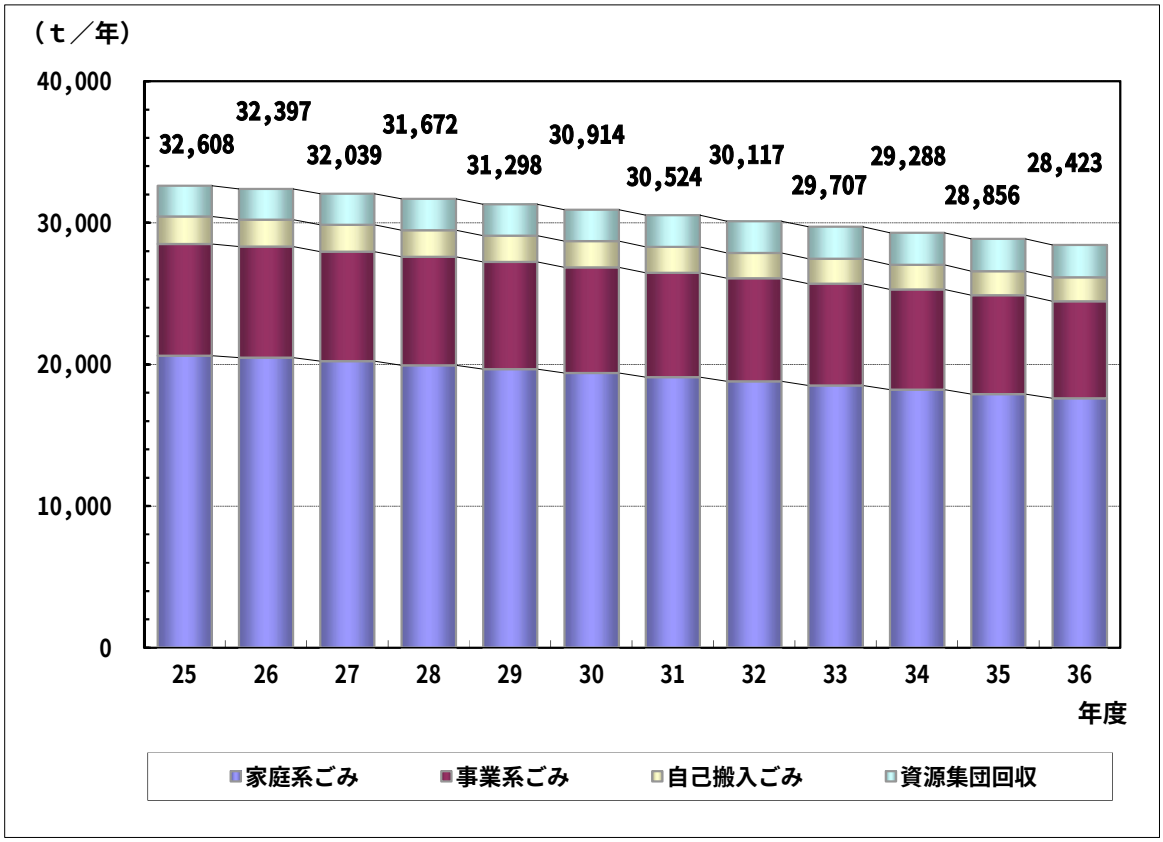
ごみ減量・リサイクルを推進した場合